

豊中市内部統制基本方針

1 基本的な考え方

少子高齢化の進行やデジタル技術の進展に伴い本市においても人口構成や、生活スタイル、まちなみは大きく変わっていくものと見込まれます。

そのような中、行政需要は一層高度で複雑かつ多様化し、従来どおりのことを漫然と繰り返すだけでは新たなニーズに応えることはできません。市民ニーズ等をしっかりと把握し、直面している課題に対応しながらも、新たな発想をもって、中長期的な視点でそれぞれの施策や事業のあるべき姿を見据え、未来に向けた取組みを進めていく必要があります。

本市は、これまでも業務を適正かつ効率的に執行するためのさまざまなルールや基準を設け、全職員がそれに従い業務を進めるいわゆる内部統制に取り組んできました。今後、行政サービスを持続的、安定的に提供するためには、内部統制をこれまで以上に有効に機能させることが必要となります。そして、それにより、不適正な事務処理の改善や、法令等の遵守の徹底、新たな課題への適切な対応を進め、ひいては業務の有効性・効率性の向上や、必要なサービスへの人員配置の最適化などにもつなげます。

本市では、このような考え方のもと、この基本方針を地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第2項の規定に基づく方針として定め、これに基づき内部統制を整備、運用してまいります。

2 内部統制の目的

内部統制の目的は、次のとおりとします。

（1）業務の効果的かつ効率的な執行

業務を執行するに当たっては最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努めるという地方自治法の趣旨を踏まえ、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、また、前例にとらわれることなく、組織として効果的・効率的に業務を執行し、市民ニーズ等に応えます。

（2）財務報告等の信頼性の確保

議会や市民等が本市の活動の確認や監視をする上で極めて重要な予算・決算をはじめとした財務に関する報告の情報の信頼性を確保し本市の社会的な信用を維持、向上させます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他規範を遵守し、市民等からの信頼を確保します。

(4) 資産の保全

有形の資産や現金等、及び知的財産、市民に関する情報などの無形の資産について、その取得、使用、処分を正当な手続き及び承認の下に行い適正に保全します。

3 内部統制の対象とする事務

地方自治法第150条第2項第1号及び第2号に規定された事務（財務に関する事務等）を対象とします。

4 内部統制の有効性の確保

内部統制を有効に機能させるため、次の取組みを行います。

(1) 内部統制の推進体制

市長を最高責任者とし、内部統制を有効に機能させるための全庁的な推進体制を構築・運用します。

(2) 内部統制の評価及び公表

内部統制の整備及び運用状況について毎年度評価し、その結果を公表します。

(3) 内部統制の見直し

評価結果や監査委員、市議会からの意見等を踏まえ、柔軟に見直しを行います。

令和3年（2021年）3月1日
豊中市長 長内 繁樹